

資料－５

令和５年６月１９日  
奄美大島海区漁業調整委員会資料

さんご漁業の許可等に関する取扱い方針の  
一部改正について（協議）

## さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正案の概要について

### 1. 取扱方針を見直すに至った経緯

- ・ 令和3年4月からさんご漁業（深海さんご（通称：宝石サンゴ））の新規許可の要望がある。
- ・ 宝石サンゴはワシントン条約において、国際取引を規制するべきとの議論がある中、水産庁では、宝石サンゴの管理を適切に進めるため、現状以上の許可を発給しないなど、漁獲努力量が増えない措置を取るよう、通知文（技術的助言）を発出（H27.10）している。
- ・ 本県さんご漁業の許可取扱においては、水産庁の技術的助言を踏まえ、現在の許可件数以上の新規許可は行なってこなかったが、改めて水産庁に確認したところ、技術的助言は総漁獲努力量を増やさない措置をいっているもので、漁獲努力量を増やさず調整するのであれば、相談に応じる旨の返答があったため、水産庁に相談しつつ整理・検討（R4.8～）を行ってきた。

### 2. さんご漁業の許可等に関する取扱方針（現在）

- ・ 深海さんごを対象とするさんご漁業
  - ① 深海さんご：アカサンゴ，モモイロサンゴ，シロイロサンゴ
  - ② 許可対象者：当該漁業の操業実績のほか、操業しようとする区域に係る漁業協議会等の同意がある者
  - ③ 操業区域：5海域（宇治，三島，十島，熊毛，奄美）に分け緯度経度で指定
  - ④ 許可の期間：許可の有効期間は1年以内
  - ⑤ 制限又は条件：採取船は目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるものに限る。  
操業をする場合の採取船は1隻とする。 ほか

### 3. さんご漁業の許可状況

- ・ 現在の許可は1件（無人潜水艇による採取）
- ・ 漁業許可をしようとするときは「漁業種類や許可すべき漁業者の数などの制限措置等」を、海区漁業調整委員会（鹿児島，熊毛，奄美）に諮問し答申を得て、公示している。

### 4. 今回取扱方針を見直す主な内容等

- ・ 水産庁の技術的助言を踏まえて、資源管理措置等を明記
  - (1) 許可対象者を整理
    - ① 深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるものを使用船舶に搭載して操業できる者
    - ② 実質的に自ら当該漁業を営もうとする者で資源管理への取組が行える者
    - ③ 操業しようとする地域（各海域）との調整が整っていると認められる者
  - (2) 深海さんごの資源管理措置を明記
    - ① 漁具・漁法（採取船）の制限
    - ② 採取数量の規制
    - ③ 操業位置，採取状況，販売実績の記録，保存
    - ④ 体長制限
    - ⑤ 採取数量の報告等
  - (3) 許可等の条件を整理

新旧対照表（さんご漁業の許可等に関する取扱方針）

新（改正案）	旧（現行）	備考
<p><b>さんご漁業の許可等に関する取扱方針</b></p> <p><b>1 深海さんごを対象とするさんご漁業</b></p> <p>(1) 深海さんごとは、アカサング、モモイロサング及びシロサングなど一般的にヤギ目サング科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものをいう。</p> <p>(2) 採取時に海中で生きた状態のさんごを生さんご、採取時に死んだ状態のさんごを枯さんごという。</p> <p>(3) 許可対象者 許可対象者は、次の各号<u>全て</u>に該当する者</p> <p>ア. <u>深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。</u></p> <p>イ. <u>実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、1(6)に示す資源管理への取組が行える者。</u></p> <p>ウ. <u>操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。</u></p> <p>(4) 操業区域 ア. 許可する操業区域は、次表のとおりとする。 ～省略～</p> <p>イ. 資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(4)の操業区域を更に制限することができる。</p> <p>(5) 許可の期間 許可の有効期間は1年以内とする。</p> <p>(6) 深海さんごの資源管理措置 ア. 採取船の制限 採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）に限る。 なお、網漁具を使用してはならない。 （b）当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。</p> <p>イ. 深海さんご（生さんご）の採取数量の上限 深海さんごのうち生さんごの総採取量の上限数量は、1年間当たり260kg以内とする。 なお、許可を受けた者が複数ある場合は、1者の生さんごの採取上限数量は、1年間当たり210kg以内とする。</p>	<p><b>さんご漁業の許可等に関する取扱方針</b></p> <p><b>1 深海さんごを対象とするさんご漁業</b></p> <p>(1) 深海さんごとは、アカサング、モモイロサング及びシロイロサングをいう。</p> <p>(2) 許可対象者 許可対象者は、次の各号の<u>一</u>に該当する者で、操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。</p> <p>ア. 申請日前1年以上において当該漁業の操業実績がある者。</p> <p>イ. 申請日前5か年間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者。</p> <p>(3) 操業区域 ア. 許可する操業区域は、次表のとおりとする。 ～省略～</p> <p>イ. 資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(3)の操業区域を更に制限することがある。</p> <p>(4) 許可の期間 許可の有効期間は1年以内とする。</p>	<p>文書整理</p> <p>対象者の整理</p> <p>資源管理の追記</p>

新（改正案）	旧（現行）	備考
<p>ウ. 深海さんごの採取状況の記録  <u>深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければなら</u>  <u>ない。</u>  <u>なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しな</u>  <u>ければならない。</u></p> <p>エ. <u>操業位置の記録、保存</u>  <u>操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム</u>  <u>等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間</u>  <u>保存しなければならぬ。</u>  <u>なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しな</u>  <u>ければならない。</u></p> <p>オ. <u>深海さんご（生さんご）の採取に係る大きさの制限</u>  <u>深海さんごのうち生さんごは、岩礁との付着部から生体先端部までの長</u>  <u>さが15センチメートル未満のものを採取してはならない。</u></p> <p>カ. <u>深海さんごの採取数量</u>  <u>許可を受けた者は、毎月の採取数量を翌月10日までに深海さんごの種類</u>  <u>ごとと生さんごとと枯さんご別に、知事に報告しなければならぬ。ただし、</u>  <u>深海さんごのうち生さんごの1年間当たりの採取数量上限の7割を超え、</u>  <u>知事が指示した日以降は、操業日毎の採取数量を翌日までに知事に報告し</u>  <u>なければならぬ。</u></p> <p>キ. <u>深海さんごの年間販売実績</u>  <u>深海さんごの年間販売実績は、種類ごとと生さんごとと枯さんごを区別し</u>  <u>て整理保管し、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出</u>  <u>しなければならぬ。</u></p> <p>ク. <u>許可数の制限</u>  <u>知事は、平成27年10月20日付け27水管第1450号水産庁長官通知「国内の</u>  <u>宝石サンゴ資源の管理について」に基づき総漁獲努力量が増えない措置を</u>  <u>優先することとし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可</u>  <u>数を制限することがある。</u></p> <p>(7) <u>許可等の条件</u>  <u>許可するにあたっては、次の内容の条件を付けることがある。</u></p> <p>ア. <u>当該許可に基づく操業をする場合の採取船（無人潜水艇（ROV）等）</u>  <u>は1隻とし、操業に当たって網漁具を使用してはならない。</u></p> <p>イ. <u>操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。</u></p>	<p>(5) <u>制限又は条件</u>  <u>許可するにあたっては、次の内容の制限又は条件を付けることがある。</u></p> <p>ア. <u>採取船の制限</u>  <u>(a) 許可対象船に付属する採取船は、目的とする深海さんごを選択的に採</u>  <u>取することが可能と認められるものに限る。</u>  <u>(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。</u></p> <p>イ. <u>操業区域のうち、次の区域は禁止区域とする。</u>  <u>北緯31度00分13秒(日本測地系では北緯31度)の緯及び北緯31度30分13秒</u>  <u>(同北緯31度30分)の緯と東経129度19分52秒(同東経129度20分)の緯及び東</u>  <u>経129度49分52秒(同東経129度50分)の緯で囲まれる海域のうち、水深</u>  <u>200メートルの等深線で囲まれる区域</u></p> <p>ウ. <u>操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。</u></p>	<p>文  <u>記録</u>  <u>修正</u></p> <p>現行削除</p>

新（改正案）	旧（現行）	備考
<p>ウ. 許可を受けた漁船は、<u>さんご漁業の操業中には別に定める標識旗を掲げなければならない。</u></p> <p>エ. 操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。</p> <p>オ. 深海さんごを採取する場合は、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。</p> <p>カ. 岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満の生さんごを採取してはならない。</p> <p>キ. 採取された深海さんごのうち生さんごが、1(6)イに規定する採取数量上限に達する恐れがあると認めると知事が指定した日以降は、生さんごの採取をしてはならない。</p> <p><b>2 浅海さんごを対象とするさんご漁業</b></p> <p>(1) 浅海さんごとはアナササンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。</p> <p>(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、平成9年9月11日から施行する。</p> <p>2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。</p> <p>3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。</p> <p>4 この方針は、平成10年10月12日から施行する。</p> <p>5 この方針は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>6 この方針は、平成20年12月26日から施行する。</p> <p>7（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正） この方針は、平成31年2月28日から施行する。 （操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更）</p> <p>8 この方針は、令和5年 月 日から施行する。ただし、<u>施行日以前に許可を受けた者は、令和5年度においてはこの限りではない。</u> <u>なお、1(6)イの規定に関する事項は令和6年4月1日から適用する。</u> <u>（資源管理措置等の追加）</u></p> <p>標 識 旗 ～省略～</p>	<p>エ. 許可を受けた漁船には、別に定める標旗を掲げなければならない。</p> <p><b>2 浅海さんごを対象とするさんご漁業</b></p> <p>(1) 浅海さんごとはアナササンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。</p> <p>(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、平成9年9月11日から施行する。</p> <p>2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。</p> <p>3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>(1) この方針は、平成10年10月12日から施行する。</p> <p>(2) この方針は、平成11年10月1日から施行する。</p> <p>(3) この方針は、平成20年12月26日から施行する。 （漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）</p> <p>(4) この方針は、平成31年2月28日から施行する。 （操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更）</p> <p>標 識 旗 ～省略～</p>	<p>文 言 修 正</p> <p>置 換 の 追 記</p> <p>文 言 語 整 理</p> <p>附 則 の 追 記</p> <p>文 言 整 理</p>

# さんご漁業の許可等に関する取扱方針

## 1 深海さんごを対象とするさんご漁業

(1) 深海さんごとは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴなど一般的にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものをいう。

(2) 採取時に海中で生きた状態のさんごを生さんご、採取時に死んだ状態のさんごを枯さんごという。

(3) 許可対象者

許可対象者は、次の各号全てに該当する者

ア. 深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。

イ. 実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、1(6)に示す資源管理への取組が行える者。

ウ. 操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。

(4) 操業区域

ア. 許可する操業区域は、次表のとおりする。

操業区域	
宇治海域	次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 1 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒（北緯32度00分，東経129度00分）の点 2 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒（北緯30度40分，東経129度00分）の点 3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒（北緯30度40分，東経129度50分）の点 4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒（北緯31度00分，東経129度50分）の点 5 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒（北緯31度00分，東経130度00分）の点 6 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒（北緯32度00分，東経130度00分）の点
三島村海域	次に掲げる3，4，7，8，9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒（北緯30度40分，東経129度50分）の点 4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒（北緯31度00分，東経129度50分）の点 7 北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒（北緯31度00分，東経130度35分）の点 8 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度55分，東経130度40分）の点 9 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度40分，東経130度40分）の点
熊毛海域	次に掲げる8，9，10，12，13，14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 8 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度55分，東経130度40分）の点 9 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度40分，東経130度40分）の点 10 北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒（北緯30度40分，東経130度00分）の点 12 北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒（北緯30度00分，東経130度00分）の点 13 北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒（北緯30度00分，東経131度30分）の点 14 北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒（北緯30度55分，東経131度30分）の点
十	次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。

島 村 海 域	15	北緯30度10分13秒, 東経128度59分52秒	(北緯30度10分, 東経129度00分)の点
	16	北緯29度00分14秒, 東経128度59分52秒	(北緯29度00分, 東経129度00分)の点
	17	北緯29度00分14秒, 東経128度39分44秒	(北緯29度00分, 東経128度40分)の点
	18	北緯28度39分46秒, 東経128度39分44秒	(北緯28度40分, 東経128度40分)の点
	19	北緯28度39分46秒, 東経129度20分00秒	(北緯28度40分, 東経129度20分)の点
	20	北緯29度00分14秒, 東経129度20分00秒	(北緯29度00分, 東経129度20分)の点
	21	北緯29度00分14秒, 東経129度59分52秒	(北緯29度00分, 東経130度00分)の点
	22	北緯30度10分13秒, 東経129度59分52秒	(北緯30度10分, 東経130度00分)の点
奄 美 海 域	北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。 ただし、次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区域を除く。		
	17	北緯29度00分14秒, 東経128度39分44秒	(北緯29度00分, 東経128度40分)の点
	18	北緯28度39分46秒, 東経128度39分44秒	(北緯28度40分, 東経128度40分)の点
	19	北緯28度39分46秒, 東経129度20分00秒	(北緯28度40分, 東経129度20分)の点
	20	北緯29度00分14秒, 東経129度20分00秒	(北緯29度00分, 東経129度20分)の点

注；世界測地系による位置。表右側（ ）内は日本測地系による位置。

イ. 資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(4)の操業区域を更に制限することがある。

(5) 許可の期間

許可の有効期間は1年以内とする。

(6) 深海さんごの資源管理措置

ア. 採取船の制限

(a) 許可対象船に付属する採取船は、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇(ROV)等）に限る。

なお、網漁具を使用してはならない。

(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。

イ. 深海さんご（生さんご）の採取数量の上限

深海さんごのうち生さんごの総採取量の上限数量は、1年間当たり260kg以内とする。

なお、許可を受けた者が複数ある場合は、1者の生さんごの採取上限数量は、1年間当たり210kg以内とする。

ウ. 深海さんごの採取状況の記録

深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければならない。

なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

エ. 操業位置の記録、保存

操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければならない。

なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

オ. 深海さんご（生さんご）の採取に係る大きさの制限

深海さんごのうち生さんごは、岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満のものを採取してはならない。

カ. 深海さんごの採取数量

許可を受けた者は、毎月の採取数量を翌月10日までに深海さんごの種類ごとに生さんごと枯さんご別に、知事に報告しなければならない。ただし、深海さんごのうち生さんごの1年間当たりの採取数量上限の7割を超え、知事が指示した日以降は、操業日毎の採取数量を翌日までに知事に報告しなければならない。

キ. 深海さんごの年間販売実績

深海さんごの年間販売実績は、種類ごとに生さんごと枯さんごを区別して整理保管し、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

ク. 許可数の制限

知事は、平成27年10月20日付け27水管第1450号水産庁長官通知「国内の宝石サンゴ資源の管理について」に基づく総漁獲努力量が増えない措置を優先することとし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可数を制限することができる。

(7) 許可等の条件

許可するにあたっては、次の内容の条件を付けることがある。

ア. 当該許可に基づく操業をする場合の採取船（無人潜水艇（ROV）等）は1隻とし、操業に当たって網漁具を使用してはならない。

イ. 操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。

ウ. 許可を受けた漁船は、さんご漁業の操業中には別に定める標識旗を掲げなければならない。

エ. 操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。

オ. 深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。

カ. 岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満の生さんごを採取してはならない。

キ. 採取された深海さんごのうち生さんごが、1(6)イに規定する採取数量上限に達する恐れがあると認めて知事が指定した日以降は、生さんごの採取をしてはならない。

## 2 浅海さんごを対象とするさんご漁業

(1) 浅海さんごとはアナサンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。

(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。

### 附 則

1 この方針は、平成 9 年 9 月 1 1 日から施行する。

2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。

3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。

4 この方針は、平成10年10月12日から施行する。

5 この方針は、平成11年10月 1 日から施行する。

6 この方針は、平成20年12月26日から施行する。

（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）



7 この方針は、平成31年 2月28日から施行する。

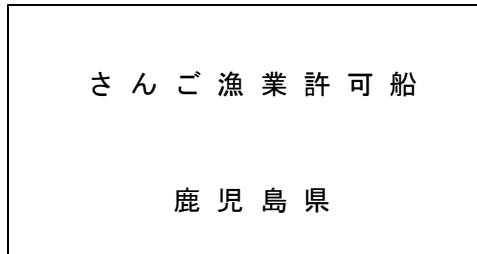
(操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更)

8 この方針は、令和5年 月 日から施行する。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和5年度においてはこの限りではない。

なお、1(6)イの規定に関する事項は令和6年4月1日から適用する。

(資源管理措置等の追加)

#### 標 識 旗



(注) 1 台字は、黄色の布地である。

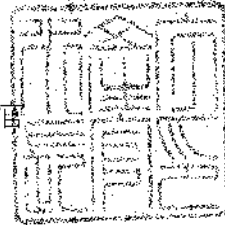
2 文字は、赤色である。

27水管第1450号  
平成27年10月20日



鹿児島県知事 殿

水産庁長官



### 国内の宝石サンゴ資源の管理について

各都県におかれましては、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和24年法律第313号）に基づき、漁業生産力の維持、発展及び水産動植物の保護培養に取り組んでいただいているところでありますが、最近、内外における関心が高まってきている宝石サンゴ（一般にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられているもの。以下同じ。）を採捕する行為について、管理を適切に進めるため、各関係都県において取り組んでいただくべき事項等について、下記のとおり取りまとめましたので通知します。

関係都県におかれましては、本件通知の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

### 記

#### 1. 背景

宝石サンゴは、近年、中国等での需要の高まりを受けて価格が高騰していることから、我が国においても宝石サンゴを対象とした漁業（以下「さんご漁業」という。）への漁業者の関心が高まっています。

一方で、宝石サンゴは1年間で0.2mm程度しか成長せず、一旦、資源が減少してしまった場合には、その回復に非常に長い時間がかかるという生物学的特徴を有しています。

また、昨年には、小笠原水域における多数の中国サンゴ船による宝石サンゴの密漁問題が国内で注目を集めました。国際的にも、宝石サンゴの種の保存のため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora、通称「CITES」）」の附属書に掲載し、国際取引を制限するべきとの議論が生じています。

## 2. 漁獲努力量の凍結

- (1) 現状以上の数の許可を発給しないなど、総漁獲努力量が増えない措置をとることとする。
- (2) 具体的には、さんご漁業について、都道府県漁業調整規則例（以下「規則例」という。）第25条に示す漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定める。
- (3) さらに、以下に示す許可の内容や制限又は条件の整備により、1漁労体あたりの漁獲努力量が増えないよう適切に措置する。

## 3. 許可の内容

### (1) 許可証

許可の種類により、それぞれ以下に該当する内容を規則例様式第5号に準じて適切に許可証に反映する。

許可の種類 許可の内容	対人許可	対人対船許可
漁業種類	○	○
操業区域	○	○
操業期間	○	○
船舶の総トン数	—	○
推進機関の馬力数	—	○

### (2) 操業区域

各都県水域のうち、一定区域の資源が採捕されないことで生息水域での種の保存が図られるよう、緯度経度を明示して設定する。その際、県境付近での隣県との関係に十分配慮する。

また、操業区域外の生息水域が、実質的に宝石サンゴの保護区域となることから、密漁行為を誘発するおそれが強くなるような明示的かつ限定的な操業禁止区域の設定は避けるようにする。

### (3) 有効期間

遊休許可の整理及び必要な制限を適時に課せるようにするため、原則、1年間とする。

## 4. 許可の制限又は条件

### (1) 操業位置の記録、保存義務

国際取引を制限すべきとの議論に対しては、種の保存は、保護区（限定された操業区域）の設定により確保される一方、取引されるものは、定められた区域内で適法に採捕されたことが確認されているものであることが極めて重要となる。

このため、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器）又はグローバルポジショニングシステム等、自船の航跡を表示する機能を有する航海機器により、船舶の位置を確実に記録し、保存するようにする。

### (2) その他、別添を参考に必要な制限又は条件を付すようにする。

#### 5. 漁獲実績報告の整備

個人に義務を課す当該事項については、規則例第58条のとおり、各都県の漁業調整規則（以下「規則」という。）に基づいて必要な報告を求める。

ただし、現在、規則に規定が設けられていない場合には、当面の対応として、漁業者等関係者の理解を得た上で、許可取扱方針において「任意での協力としての報告」として明示し、報告を求める。求めに応じない場合等は、必要に応じて漁業法（昭和24法律第267号）第134条の規定に基づく報告徴収を行う。

#### 6. 一般採捕の禁止

さんご漁業を除く漁業及び遊漁による宝石さんごの採捕について、現在、規則に基づく規制が設けられていない場合、速やかに関係海区委員会の指示で禁止するなどの措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行う。

(別添)

項目	制限又は条件の例	備考
使用漁船	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ○○丸（漁船登録番号）以外の船舶を使用してはならない。</li><li>・ 使用する船舶は○隻（△隻以内）とし、予め届け出たもの以外使用してはならない。</li></ul>	対人許可の場合
漁具・漁法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ さんご網又は潜水艇以外の方法により、さんごを採捕してはならない。</li><li>・ さんご網によりさんごを採捕する際には、動力を用いて曳航してはならない。</li><li>・ 同時に用いるさんご網は○ヶ統（△房以内）とする。</li><li>・ 長さ○○メートル以上のさんご網を用いてはならない。</li><li>・ ○艇以上の潜水艇を使用してはならない。</li></ul>	
操業時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎日○○時から△△時までは操業してはならない。</li></ul>	
体長制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 根元から○cm未満のもの及び根元から○cmの部分直径△mm未満のものを採捕した場合は、直ちに海に戻さなければならない。</li></ul>	
漁獲量規制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 年間の採捕量を○○（注：上限数量）とし、知事が当該数量を超過するおそれがあると認め、別途、採捕の禁止を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</li></ul>	